

伊那市・駒ヶ根市・箕輪町・南箕輪村・宮田村 無料配布 信濃毎日新聞 情報誌

無料

ご自由にお持ちください
e-10.adcm.jp

e-10

イ-テン



企画・発行 ADCOM アドコマercial株式会社

Vol.98

04

APRIL 2012

笑顔あふれる季節到来!

特集テーマ ほころぶ

全店参加のスタンプラリーも開催!

「春のラーメン巡り」

「ほころぶ」

グルメ／ファッション／美容と健康

新入学・新生活におすすめ!

春のお役立ちインフォメーション

甘くておいしい春のひとつき

豪華プレゼント

相続放棄

ほう 法、なるほど!?

父が亡くなって一年。

今になって、借金返済の連絡が…

加藤

私の父は、1年前に亡くなりました。相続人は、母と私の2人です。父にはほとんど資産はなかったことから、相続の手続はしませんでした。ところが、数日前に、突然私のところに、金融会社から連絡があり父が連帯保証をしていた借金1000万円を支払うように言われました。父は、私たちに内緒で友人の会社の連帯保証人になっていて、友人の会社が倒産したとのことでした。私は、1000万円もの借金を返済することはできませんが、どうしたらよいでしょうか。

弁護士

加藤

弁護士

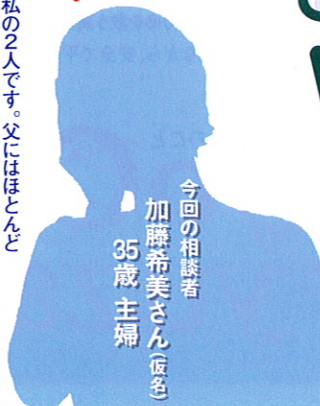
「金融会社から、あなたが連絡を受けたのはいつですか。」
「ちょうど1週間前です。」
「それでは、家庭裁判所で相続放棄の手続を取ることができると思いますよ。相続放棄の手続を取れば、加藤さんは最初から相続人ではなかったことになり、お父さんの借金も相続しなくて済みます。本来、相続の放棄は、自己のために相続の開始があったことを知ったときから3ヶ月以内に家庭裁判所に対してしなければなりません。3ヶ月の起算点は「相続人が相続財産の全部または一部の存在を認識した時または通常これを認識しうべき時」とされています。加藤さんは、1週間前にお父さんの借金を知ったようですので、そのときから3ヶ月以内であれば相続放棄の手続が取れると思います。相続放棄の手続は、家庭裁判所に対し、相続放棄の申述書という書類に記入をして、戸籍謄本等の添付書類を添えて提出します。

「有り難うございます。父の借金の事を告げられてからでも、相続放棄ができる方法が分かり安心しました。」

加藤

ここでは、日々の生活の中で起こりうる様々なトラブルを解決する手段として、数々の法律が役立つケースをご紹介しますコーナーです。今あなたが抱えている問題もまずは、豊富な知識と地域の事情も分かる地元の弁護士事務所の弁護士さんに相談してみたいかがでしょうか？自分の知らない、思いがけない方法で解決への道が開けるかも知れませんよ。

※今回ご紹介したケースは、実際に弁護士さんに相談のあった話を題材として作られた物で、特定の個人や団体を示したものではありません。



今回の相談者

加藤希美さん(仮名)

35歳主婦

■取材協力・原稿監修

弁護士法人 齋藤法律事務所

駒ヶ根事務所 / 駒ヶ根市上穂南9番3号

TEL 0265-98-7171 HP <http://www.saito-houritsu.com/>

